

障がい者の芸術活動支援に関する提言

平成28年3月

大分県障がい者の芸術活動支援懇談会

目次

はじめに	P1
第1章 現状と課題	P2
1 障がい者の芸術活動	
2 障がい者の芸術活動を取り巻く状況	
3 大分県内の動きと課題	
第2章 障がい者の芸術活動支援に関する提言	P6
1 芸術活動支援の基本的視点	
2 具体的な支援の在り方	
(1) 障がい者や支援者等に対する支援の在り方	
(2) 芸術作品の発表の場づくり	
(3) ネットワークの構築	
大分県障がい者の芸術活動支援懇談会概要	P9
1人ひとりのもつ可能性を生かす仕組みを考えるアート展－Action！－	

〔注〕

この提言において「障がい者」とは、障害者基本法における「障害者」、すなわち、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と同義である。

はじめに

アートという視点から、私たちはどのような大分の未来を描くことができるだろう。

本来であれば、そこに障がいのあるなしは関係なく、すべての人たちに通じる未来でなければならぬ。私たちがこの懇談会で話し合ったのは、単に障がい者の芸術活動の支援ということだけでなく、これからの私たちの世界、生活がどうあるべきかについてでもあった。

ここには障がい者の芸術活動支援についての具体的な方策がいくつか示されている。しかし芸術活動の支援とは、一律に行なうことであまねく十分な成果が得られるというものでは、本来的にならぬ。それが経済的な効果という点に絞られるとすればなおさらである。

だからこそ、ここで示される方策とは、まずなによりもその前提となる環境作り、人作りという点に重点を置いた。それを第一歩として、私たちは誰でもが豊かに暮らせる大分の未来を描き出せると考えたからである。

アートを通して、障がいのあるなしにかかわらず、また県民であるかどうかとも問わず、この地域に暮らし、あるいはそこを行き交うすべての人びとが、自らの思いを自由に表現し、それを楽しむことを身近なものとしてとらえること。またそうした活動が日常の生活に溶け込み、そこに人びとが自らの生きる意味を見出し、その喜びを味わい、悲しみを慰められること。この提言は、そのような世界が生み出されることを願って作られたものである。

障がいがあるとはどういうことか。

それは、新しいものの見方や豊かな感受性、強い意志と意欲、心の奥底からじかに吹き出してくるような熱い創造力、強く深い表現力、たぐいまれな集中力や持続力、まわりの世界と一体化するような親和力といった、さまざまな才能でもであると、私たちは考える。

それらの力が、この土地に生きるすべての人びとの心を豊かにし、ときにその人間性を回復させ、生きることを実感させる。

この提言は、それらの力の可能性を信じ、それらの力が十分に発揮されることを微力ながらも支えていくためのものである。

大分県障がい者の芸術活動支援懇談会 会長 田中修二

第1章 現状と課題

1 障がい者の芸術活動

芸術は、豊かな人間性を育て、想像力と感性を育むなど、人が人らしく生きるための糧となるものであり、多様性を認め合い、あるいは、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密にし、相互の理解を促進するなど、共生社会の基盤を成すものである。

また、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動につながるものであるとともに、科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代において、人間尊重の価値観に基づく人類の発展に貢献するものであるとも言える。

更に、芸術は、子どもや若者、高齢者、障がい者にも広く社会参加の機会をひらく社会包摂の機能を有しており、障がい者の芸術活動を支援していくことは、その社会参加を進め、障がいの有無にかかわらず互いに尊重しながら共生する社会を実現していく上で重要な意義がある。

また、障がい者の芸術活動の中から、既存の価値観にとらわれない芸術性が国内外において高い評価を受ける事例も出てきており、障がい者の芸術作品は、芸術の範囲に広がりや深まりを持たせ得るという点で、芸術文化の発展に寄与する可能性を有するものである。

2 障がい者の芸術活動を取り巻く状況

近年、障がい者の芸術活動は徐々に注目を集め、全国的にも様々な活動が行なわれるようになった。しかしそれらの多くは依然として「障がい者」という枠組みの中にとどめられ、そのことが逆にそれらの活動を特別視するような状況を生み出しているともいえる。

それは以下に述べるような歴史的経緯をふまえれば、致し方ないところでもある。その「歴史」とは近代的な思考の枠組みの中で形成されたものであり、それがあったからこそ、障がい者の芸術活動に価値を見出すことができたのもまちがいない。しかし今日において、私たちはそうした既成の枠組みを解体し、障がい者の活動を他と区別することなく、すべての人間に共通する創造的な行為としてとらえる、新しい世界を創り出していくべき地点に立っている。

その拠って立つ場所を確認するために、まずはこれまでの障がい者の芸術活動に関わる歴史を振り返っておきたい。

障がい者が生み出した芸術的表現に興味本位でとらえるのではなく、そこにたしかな芸術的価値を見出すようになったのは、20世紀に入ってからといえる。ドイツ表現主義やシュルレアリスムの芸術家たちが、まずそれらの表現に注目し、自らの創作にも取り入れていった。日本においても、大正期頃から少しずつ障がい者の芸術活動を評価し、支援する動きを見ることができる。

ドイツの精神病理学者ハンス・プリンツホルンが1922年に出版した「精神病患者の芸術性」に影響を受けたフランスの画家ジャン・デュビュッフェは、1945年頃に「アール・ブリュット」という言葉を考案した。この言葉の意味は、「生の芸術」「加工されていない芸術」というもので、デュビュッフェは、社会から隔離された状況に置かれた者による、模倣のほとんどない創造性あふれる作品を高く評価した。

その後、1972年にイギリスの美術史家ロジャー・カーディナルが、「アール・ブリュット」を英訳して「アウトサイダー・アート」と呼び、欧米のアート市場で作品が高額で取引されるようになった。

しかしながら、アール・ブリュット(アウトサイダー・アート)には真の創造性が体现されているという先入観や、アール・ブリュットの作品だと位置付けられさえすれば高額で取引される市場の在り方などには課題が指摘されている。

一方、1970年代には、ドイツの現代美術家ヨーゼフ・ボイスの「すべての人は芸術家である」といった考え方に代表されるように、既成の芸術概念を批判し、拡張していくなかで、障がい者の芸術活動をそこに包摂し、より普遍的な意味をとらえていく方向性も生まれた。

1983年に国連による「障害者の10年」の取り組みが始まり、障がい者の権利擁護の機運の盛り上がりによって、欧米で、障がい者が社会参加するひとつの方法としての芸術活動が意識されるようになり、福祉との結びつきが強まっていった。その先駆的な動きとしては、1974年にアメリカで設立された「ヴェリー・スペシャル・アーツ(VSA)」があり、演劇や舞踊、音楽、映像などの障がい者の活動支援を行なっている。

日本国内では、大胆で美しい「貼り絵」によって戦前から注目を集めていた「放浪の画家」山下清が1950年代に大きなブームになって以降、知的障がいのある人の作品の芸術性を無批判に賞賛する流れを警戒した美術関係者を中心に、障がい者の芸術活動は福祉の活動であって芸術ではないという認識が広がっていったと言われている。

その一方で、1950年に始まる神戸市立盲学校での福来四郎の粘土造形教育、54年からの前衛陶芸家八木一夫による滋賀県の近江学園で窯業指導、それを出発点に63年から始まる一麦寮での粘土造形、64年に京都府亀岡市の松花園みずのき寮で始まった西垣籌一の絵画教室、68年に開園した宮城まり子によるねむの木学園など、福祉施設等での芸術活動が続けられ、1983年に始まった国連による「障害者の10年」の取組も契機となって、1990年代以降の発展につながっていった。

特に、1976年に設立された「財団法人たんぼぼの家」が、94年に創設した日本障害者芸術文化協会(現 NPO 法人エイブル・アート・ジャパン)は、障がい者一人ひとりが、芸術活動を通じて、障がいと共に生きながら最善の自己になっていける社会を目指すと共に、社会に新しい芸術観や価値観を提示していこうという運動－エイブル・アート・ムーブメント－を広げ、それによって芸術活動を取り入れる福祉施設も増えていった。

このような動きを受け、文化庁と厚生労働省が2008年に「障がい者アート推進のための懇談会」を設置して報告書を公表し、2009年には大阪府と埼玉県が障がい者の芸術活動に関する提言を発表している。近年では、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会」が文化庁と厚生労働省を事務局として設置されるなど、行政も障がい者の芸術活動に関して広く意見交換を行うようになってきている。

[主要参考文献]川井田祥子[2013]『障害者の芸術表現』株式会社水曜社

3 大分県内の動きと課題

県内のいくつかの福祉サービス事業所においても、絵画や書道等の時間を設け、作品を展示する活動が行われている。県障害福祉課事業による「ときめき作品展」には、毎年、多くの福祉サービス事業所から300点ほどの作品が寄せられ、多くの一般の方々に鑑賞されるとともに、障がい者が互いに作品を鑑賞する場にもなっている。

また、平成17年度に始まった、「さぼーとセンター風車(社会福祉法人 みずほ厚生センター)」を事務局とする「元気のでるアート!」の活動は、毎年、県内各地で複数の作家による芸術作品を展示し、県内の芸術関係者にも知られるものとなっている。平成26年度には、「さぼーとセンター風車」を中心とした12事業所による複数事業所連携研修事業が実施され、障がい者のアート活動について研修会や情報交換会、レッツ・アート! 展示会が開催されている。

更に、県芸術文化振興課の事業として、「NPO 法人 BEPPU PROJECT」による体験型のアートワークショップが障害福祉サービス事業所において実施され、障がい者はもちろん事業所の支援員等にも新鮮な刺激を与えている。

平成27年4月に大分県立美術館が開館したことによって、隣接する県立総合文化センターとで構成された空間は、美術と音楽、演劇、舞踊等幅広い分野の芸術文化が融合し、新たな価値を創造する「芸術文化ゾーン」となった。今後は、このゾーンを、芸術文化関係団体だけでなく、他分野の団体等とのネットワークの中心拠点として活用することにより、社会的・経済的な課題への対応や地域づくりを推進することとされている。

平成30年に国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭が大分県で開催されることが決定した。

国民文化祭は平成10年から20年ぶり、全国障害者芸術・文化祭は初めての開催となる。また、翌年の平成31年には、大分がラグビーワールドカップの試合会場の一つとなり、平成32年には東京でオリンピック・パラリンピックが開催される。

一方、平成28年4月には、障がいの有無にかかわらず心豊かに暮らすことのできる大分県づくりを目指した県条例の施行も予定されており、今後は、両文化祭の一体的な開催と、オリンピック・パラリンピックの文化プログラムとその後の芸術文化振興を視野に入れた取組を進めることとなる。

このような中、障がい者の芸術活動を支援するに当たっての大分県における課題としては、障がい者がいきいきと個性を発揮しながら生活をより豊かにしていけるよう、①身近な地域で芸術活動を行うことができる環境を整えることと、②芸術性の高い作品を評価・発掘し、県内外へ広く紹介する仕組みを構築することが挙げられる。

第2章 障がい者の芸術活動支援に関する提言

1 芸術活動支援の基本的視点

障がい者の芸術活動を支援するに当たっては、多くの障がい者が身近な地域で芸術活動を行うことができる環境を整えること、すなわち「裾野を広げる」ことと、芸術性の高い作品を評価・発掘し、県内外へ広く紹介する仕組みを構築すること、すなわち「優れた才能を伸ばす」ことの、二つの視点からの仕組みづくりが重要である。

まず、「裾野を広げる」という視点では、地域で芸術活動を行う障がい者本人とその家族、支援者等に対して、創作活動や権利保護等に関する相談支援を行ったり、支援する人材を育成する取組が必要と考えられる。

また、「優れた才能を伸ばす」という視点では、芸術性の高い障がい者の作品を評価・発掘し、県内外への幅広い展示機会を確保することや、作品の販売や二次使用による商品化等など、身近な地域を越えた支援の仕組みを構築していくことが必要となろう。

加えて、大分県においては、県立美術館などから成る芸術文化ゾーンを活用した幅広いネットワークの構築や、別府市や国東市、竹田市などで進められているアートを活用した地域振興とも連携した取組が求められる。

2 具体的な支援の在り方

(1) 障がい者や支援者等に対する支援の在り方

人材育成

障がい者の芸術活動を理解し、適切に支援することのできる人材を育成することは大変重要である。福祉サービス事業所等においては、職員が芸術分野の人材と交流して芸術に関する理解を深めるとともに、芸術活動を支援する方法を学ぶことが望ましい。

また、事業所等において、芸術系大学卒業生等を指導者として招くことや、県立芸術文化短期大学や芸術系大学等から学生を受け入れることも考えられる。更に、それらの学生が大学での授業、インターンや支援員として事業所等で障がい者の創作活動の支援に取り組むことなどを通じて、障がい者やその芸術活動に対する理解を深めることを期待したい。

相談支援の充実

障がい者が芸術活動を行うに当たっては、公募展等への出品や展示、販売、著作権等の権利保護等について相談できる体制が身近にあることで、芸術活動を通じた社会参加が一層促進されるとともに、才能ある障がい者の活躍の場が広がることが期待される。一方、福祉サービス事業所等においては、そのような知識や経験に乏しい場合が多い。そのため、障がい者及びその家族並びに障がい者の芸術活動を支援する福祉サービス事業所に対して、芸術活動に関する相談支援が可能な体制を整備することが望ましい。

芸術鑑賞支援

多くの障がい者が、芸術文化ゾーンや地域の文化施設を訪れ、多彩で優れた芸術文化に直接触れることは、生活に彩りを添えるだけでなく、創作活動への意欲向上やより深い芸術文化活動への取組の大きな契機となる。このため、障がい者が様々な芸術を鑑賞する機会を支援していくことも重要である。

(2) 芸術作品の発表の場づくり

芸術作品の評価・発掘と展示機会の確保

障がい者の芸術作品については、芸術的価値の高い作品であっても評価が十分に行われず、福祉サービス事業所等に埋もれてしまっているものがあるのではないかと懸念される。こうした作品を評価・発掘し、発信する展示機会等を確保することは、障がい者の社会参加を推進し、芸術文化の発展につながる重要な取組である。

中間支援組織の設置

芸術的価値のある作品を広く紹介するに当たっては、適切にプロデュースすることが重要であり、また、障がい者の枠にとどまることなく一般の公募展等への出品を促すことも必要となる。これらの役割を担う中間支援組織の存在が望ましい。

販売や商品化への支援

国内外で障がい者の芸術作品への評価の高まりが見られる中、絵画等の販売や、障がい者の芸術作品を元にデザインしたグッズ販売などの二次利用による商品化等も進んでいる。経済面における障がい者の生活の向上や自立支援の観点からも、作品そのものの販売や商品化等への取組は重要である。大分県においてこうした取組を進めていくためには、

実績・知見のあるエイブルアート・カンパニー等へ大分県内の障がい者作品の登録を促し、あるいは同様の取組を目指す団体等を育成していく必要がある。

(3) ネットワークの構築

幅広いネットワークの構築と連携

障がい者の芸術活動を発展させていくためには、障がい者やその家族、障がい者の芸術活動を支援する福祉サービス事業所等の職員、芸術関係者、経済界等のネットワークを構築していくことを通じて、芸術活動を支える人材が相互に連携、協力することが必要である。

各地域のアートプロジェクトとの交流と連携

大分県では、混浴温泉世界や国東半島芸術祭、TAKETA ART CULTURE など、県内各地で個性的なアートプロジェクトが行われており、これらを支える地域の人々やアーティストとの交流や連携が望まれる。

国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の成功とその後の発展を目指して

平成30年に予定されている国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の一体的な成功と、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックにおける文化プログラムや、その後の一層の芸術文化振興を目指した、社会的包摂による福祉の枠を越えた障がい者芸術の発展が期待される。

大分県障がい者の芸術活動支援懇談会概要

大分県障がい者の芸術活動支援懇談会設置要綱

(名 称)

第1条 この懇談会は、「大分県障がい者の芸術活動支援懇談会」（以下「芸術活動支援懇談会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 見る者等に感動を与える障がい者の芸術活動は、障がい者の自立や社会参加を後押しする大きな可能性を持つことから、その具体的な支援策について、芸術に関して見識を有する幅広い分野の関係者から意見を聞くため、「芸術活動支援懇談会」を設置する。

(所掌事務)

第3条 障がい者の芸術活動に対し各分野の専門的な視点から新たな支援策を含め、具体的な支援の方向性を検討すること。

2 その他、障がい者の芸術活動の支援に必要な事項

(組 織)

第4条 芸術活動支援懇談会は、7人以内の委員で組織し、学識経験者等芸術に関する見識を有する者の中から大分県福祉保健部長が委嘱する。

2 会長は、委員の互選により定める。また、副会長は、会長が指名する。

3 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

(会 議)

第5条 芸術活動支援懇談会は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

2 会長は、芸術活動支援懇談会の会務を総括し、芸術活動支援懇談会を代表する。

3 会長が不在のときは、副会長がその職務を代理する。

4 委員が出席できないときは、委員が所属する団体等からの代理出席を認める。

5 会長は、必要があると認める場合は、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 芸術活動支援懇談会の事務局は、大分県福祉保健部障害福祉課に置く。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、芸術活動支援懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月11日から施行する。

大分県障がい者の芸術活動支援懇談会 委員名簿

加藤 康彦 大分県立美術館 副館長

熊懐 誠治 社会福祉法人すぎのこ村 いきいきランド 施設長

田中 修二 国立大学法人 大分大学 教育福祉科学部 教授

中野 伸哉 LA PALOMA 代表

吐合 紀子 サポートセンター風車 相談支援専門員

播磨 靖夫 たんぽぽの家 理事長

山出 淳也 BEPPU PROJECT 代表理事

(敬称略、50音順)